（上席調査官及び調査官）

**第三百二十二条**　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百二十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

**第三百三十七条**　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百五十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

**第三百三十八条**　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

**第三百五十七条の二**　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官三人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

**第四百十条**　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百七十八人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

**第四百十二条**　調査課に、国税調査官六十七人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

**第四百十三条**　査察課に、国税査察官三十七人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

**第四百六十六条の四**　総務部を通じて国税管理官一万四千二百四十八人以内を置く。

２　［略］

（鑑定官）

**第四百八十三条**　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十五人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

**第四百八十五条**　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十九人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

**第四百九十七条**　徴収部を通じて国税実査官六百四十七人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

**第四百九十八条**　徴収部を通じて国税徴収官千百二十八人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

**第三百二十二条**　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

**第三百三十七条**　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百四十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

**第三百三十八条**　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

**第三百五十七条の二**　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官四人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

**第四百十条**　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十六人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

**第四百十二条**　調査課に、国税調査官六十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

**第四百十三条**　査察課に、国税査察官三十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

**第四百六十六条の四**　総務部を通じて国税管理官一万四千百八十三人以内を置く。

２　［同上］

（鑑定官）

**第四百八十三条**　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

**第四百八十五条**　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百九十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

**第四百九十七条**　徴収部を通じて国税実査官六百四十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

**第四百九十八条**　徴収部を通じて国税徴収官千百十八人以内を置く。

２　［同上］